



# 消費生活 サポーター通信

令和4年度第3号

今月のテーマ

## 自動車の購入は 慎重に！



新成人も  
要注意！

### 事例

買います！



・中古車の展示場で、販売員に100万円の軽自動車を勧められ、「**買います**」と**口頭で伝えた**。

・帰宅後、他店より高額だったと知り、販売店に「**キャンセルしたい**」と連絡したところ、販売店では「**すでに契約は成立しており、キャンセルできない**」と言われた。

キャンセル？  
できないよ！



・自動車の引き渡しを受けていないし、「**買いたい**」と**口頭で伝えただけで、まだ何の書類にもサインしていないのに、納得できない**。

### アドバイス



簡単に申込・  
承諾しない！

**重要！**

- ・**口約束**（口頭の合意）**でも契約は成立**し、その後は、**一方の意思のみで勝手に取り消すことはできない**のが原則です
- ・自動車の売買契約は**クーリングオフの対象外**です

購入店選びの際には、連合会（※）加盟店かどうかも参考にしましょう

連合会では**契約の成立時期を口頭の合意日ではなく、下記のいずれか早い日と約款で定めています**

- ① 自動車の登録
- ② 購入者の注文による改造、架装、修理
- ③ 引き渡し
- ④ ローン会社が承認した時（自動車ローンの契約の場合）

契約成立前であれば、申し込みを撤回できますが、申し込み以降の実費は支払う必要があります。



連合会（※）

- ・自販連  
（日本自動車販売協会連合会）
- ・中販連  
（日本中古車自動車販売協会連合会）

令和4年4月1日から**成年年齢が18歳**に引き下げられました。  
**18歳以上は未成年者取消権は使えません。契約は慎重に！**



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや  
**188**



（お近くの消費生活センターにつながります）

令和4年6月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343（平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休）

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から  
「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
（消費者教育推進大使）  
アルミちゃん  
君 (T.L. Me)